

件名	職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	人事院規則9-129 〔 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例 〕
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>国に準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員に対する特殊勤務手当の特例を措置するとともに、通常の伝染病防疫作業従事手当（日額 290 円）の支給対象に、新たに危険性が明らかになった業務を追加する。</p> <p><b>国の支給対象業務</b></p> <p>《作業場所に係る要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 武漢からの政府チャーター機</li> <li>■ ダイヤモンド・プリンセス（DP）号</li> <li>■ 帰国邦人・DP号下船者が宿泊する施設内</li> </ul> <p>《作業内容に係る要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、人事院が定めるもの</li> </ul> <p>⇒ 帰国邦人又はDP号乗客・乗員への対応における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者に接して行う作業</li> <li>・ 対象者が使用した物件の処理</li> <li>・ 施設内での長時間のリエゾン 等</li> </ul> <p>《手当額》</p> <p>作業 1 日あたり 3,000 円</p> <p>（ただし、患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業、患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業等については 4,000 円）</p> <p><b>【改正の概要】</b></p> <p>《手当額の特例措置の追加》</p> <p>新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会に定めるものに従事したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCR検査の検体採取業務…4,000 円（補助者は 3,000 円）</li> <li>・ 感染者への対面調査業務（疫学調査等）…3,000 円</li> <li>・ 感染者移送等の同一空間での付き添い業務…3,000 円 等</li> </ul> <p>※ 新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等は日額 4,000 円、それ以外の作業は日額 3,000 円</p> <p>《通常の手当対象に追加する業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積極的疫学調査（保健師による問診・行動調査等） 等</li> </ul>	
施行日	令和 2 年 4 月 30 日
<b>【その他参考事項】</b>	